

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p><u>20210716 保局第3号</u> <u>令和3年7月27日</u></p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>太田 雄彦</u></p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>		<p><u>20200623 保局第2号</u> <u>令和2年7月8日</u></p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>小澤 典明</u></p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例</p>	
液化石油ガス器具等の区分	技術的内容	液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジガスこんろ	(略)	カートリッジガスこんろ	(略)
半密閉式瞬間湯沸器	(略)	半密閉式瞬間湯沸器	(略)

半密閉式バーナー付ふろがま	(略)
ふろがま	(略)
ふろバーナー	(略)
半密閉式ストーブ	(略)
ガス栓	(略)
調整器	(略)
一般ガスこんろ	(略)
開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器	(略)
高圧ホース	(略)
密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま	1～12 (略) 13 <u>自然給排気式のもの</u> にあつては、次に掲げる条件に適合すること。 <u>(1) 冠水が進行したときに、安全に消火すること。</u> <u>(2) 冠水時に60秒間点火操作を繰り返し行ったときに、次に掲げるいずれかの条件に適合すること。</u> <u>イ パイロットバーナーに点火できないこと。</u>

半密閉式バーナー付ふろがま	(略)
ふろがま	(略)
ふろバーナー	(略)
半密閉式ストーブ	(略)
ガス栓	(略)
調整器	(略)
一般ガスこんろ	(略)
開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器	(略)
高圧ホース	(略)
密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま	1～12 (略) [新設]

ロ パイロットバーナーに点火できる場合には、メインバーナーに点火したときに安全に消火すること。

(3) 冠水排水後に、次に掲げるいずれかの条件に適合すること。

イ パイロットバーナーに点火できないこと。

ロ パイロットバーナーに点火できる場合には、メインバーナーに点火したときに異常がないこと。

(4) 消火操作を行った後、立ち消え安全装置が閉弁する前に、点火操作を行ったときに、次に掲げるいずれかの条件に適合すること。

イ パイロットバーナーに点火できないこと。

ロ パイロットバーナーに点火できる場合には、異常がないこと

＝

(5) パイロットバーナーのみに点火する操作を6.0秒間繰り返した後に通常の点火操作を行ったときに、異常がないこと。

(6) 消し忘れ防止機能は、設定時間の10パーセント以内の範囲で作動すること。

1.4 密閉式のものの給排気部は、気密性を有すること。

1.5～3.5 (以下同様に番号を繰下げ)

開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ

(略)

ガス漏れ警報器

(略)

低圧ホース

(略)

対震遮断器

(略)

1.3 密閉式のものの給排気部は、気密性を有すること。

1.4～3.4 (略)

開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ

(略)

ガス漏れ警報器

(略)

低圧ホース

(略)

対震遮断器

(略)

(備考)

(略)

[密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま]

(略)

1 4について (略)

1 7について (略)

2 1について (略)

2 2について (略)

2 6について (略)

2 7について (略)

2 8について (略)

3 0について (略)

3 2について (略)

3 3について (略)

3 4及び3 5について (略)

3 6について (略)

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

なお、改正日から令和4年7月31日までは従前の例によることができる。

(備考)

(略)

[密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま]

(略)

1 3について (略)

1 6について (略)

2 0について (略)

2 1について (略)

2 5について (略)

2 6について (略)

2 7について (略)

2 9について (略)

3 1について (略)

3 2について (略)

3 3及び3 4について (略)

3 5について (略)

(略)